

(仮称) 新座市大和田三丁目公園整備工事 (設計・施工)

要求水準書

令和4年7月

新座市まちづくり未来部みどりと公園課

(仮称) 新座市大和田三丁目公園整備工事（設計・施工）
要求水準書

1. 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、（仮称）新座市大和田三丁目公園（以下「（仮称）大和田三丁目公園」という。）に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、要求水準書に明記されている事項に留意し、本件設計及び工事に関する提案を行うものとする。

2. 工事等の概要

(1) 工事名称

（仮称）新座市大和田三丁目公園整備工事（設計・施工）

(2) 工事場所

ア 住所

埼玉県新座市大和田三丁目8番地内

イ 面積

12,364.42m²

（西エリア：4,881.90m²、東エリア：7,482.52m²）

※雨水対策施設については、「新座市雨水流出抑制対策技術基準」に基づき（対策基準量600m³以上／ha）、西エリア・東エリアそれぞれに抑制施設を設置すること。

(2) 工事等の内容

- ① 設計前段階における市民等への意見の収集業務（2～3回程度予定。説明会等への出席及び説明、資料作成、議事録作成業務 ※具体的な事務は発注者の指示に従うこと。なお、意見の収集状況に応じて、発注者と協議し、契約上限金額内で設計内容を定めること。）
- ② 実施設計一式（金入り設計書、設計図面等の成果品の提出含む）
- ③ 各施設等整備工事一式（水遊び大型遊具エリアは整備必須）
- ④ 東エリアと西エリアを安全に往来できる地下通路整備工事一式
- ⑤ 撤去移設工事一式
- ⑥ 施設土木工事一式
- ⑦ 植栽工事一式
- ⑧ 給排水設備工事一式

- ⑨ 電気設備工事一式
 - ⑩ 屋外排水工事（雨水対策施設含む）一式
 - ⑪ その他安全対策等付帯工事（案内板・安全策等）一式
 - ⑫ プレオープン時の開会セレモニー事業実施業務及びその他プロモーション業務（専用ホームページ及び施設紹介動画作成等）
- (4) 契約上限金額
715,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 工期
契約日の翌日から令和7年3月14日(金)まで

3. 要求水準

- (1) 全体
- ・利用者の誰もが憩いの場として利用できる公園とすること。
 - ・利用者の安全を優先したつくりとすること（新型コロナウイルス感染症対策も含む）。
 - ・各種付帯施設や安全施設等のデザイン、素材、色彩等については、周辺環境との調和に留意することとし、隣接する河川空間と一体となった緑溢れるつくりとすること。
 - ・災害等の非常時において機能する公園とし、通常時においても安全性の確保が保たれるように配慮すること。
 - ・利用者全員の利便性を考え、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）」を遵守したユニバーサルデザインに配慮すること。
 - ・設営後の運営管理のしやすさ及びランニングコストに配慮すること。なお、整備後、想定される1年間のランニングコスト（内訳あり）を提示すること。
 - ・「新座市雨水流出抑制対策技術基準」を遵守し、円滑に雨水流出抑制対策を講じること。※西エリア・東エリア各々で対策を講じること。
 - ・自動販売機等、工事完了後に追加で設置しうる施設等について配慮すること。（スペースや電源の確保等。）
 - ・利用者の利便性を考慮し、案内看板、水飲み場、照明灯、時計、ベンチ等を配置すること。

- ・植栽は管理のしやすさや周辺環境との調和を考慮し、樹種の選定及び配置を行うこと。 ※一部指定する植物を植栽する予定あり。発注者の指示に従うこと。
- ・関係法令等を遵守し、許可等に必要な各種手続を行い、基準等を満たすこと。（許認可手続の実施に当たっては、必ず関係部署と事前に調整の上、計画の実現性を確認すること。）

(2) 水遊び大型遊具エリア

- ・主に子ども（3歳から12歳位）を対象とした水を活用する遊具等の（ウォーター遊具）の整備を行う。
- ・整備するウォーター遊具等は、水遊びのできる通年型遊具として、夏季は水遊びのできる遊具、冬季は水を使用せずにコンビネーション遊具として利用できるなど工夫すること。素材については、劣化しにくいもの（強化プラスチック等）を採用する。
- ・原則、整備エリアは西エリアとする。ただし、他エリアの整備案を妨げるものではない。
- ・水を循環させるポンプは維持管理上、適切な場所に設置する。
- ・利用する水については、上水道から共有し、下水道へ排水するものとして、河川水の利用及び河川への排水は不可とする。
- ・水エリア周辺の地面はゴムチップ等、滑りにくく、安全なものとし、水が土や砂で濁らないように工夫すること。
- ・水遊び場の設置に際して、掘削等が生じる場合には、事業開始前に市と協議を行うこと。
- ・JIS 規格適合の遊具とする。

(3) 地下通路

- ・西エリアと東エリアを来場者が往来できる地下通路を設けること。
- ・車椅子でも利用できるようにスロープを設ける等の工夫をすること。
- ・通路の幅員は2.5m以上を確保、高さは2.5m以上を確保し、利用者の誰もが快適に西エリアと東エリアを往来できるように整備すること。
- ・施工については、近隣施設との調整を行い、市道路管理者の指示に従うこと。

(4) 園路・車路

- ・園路の幅員は2.0m以上を確保するものとする。なお、園内管理やイベント等の開催にあたって、管理用車両等が乗り入れる車路については、3.0m以上確保するものとする。

- ・園路は、雨天時においても滑りにくい仕様とし、水たまり等ができないよう、適切な排水処理を施すこと。
- ・車路の設定にあたっては、歩行者専用の園路との間に、適宜、車止め等を設置すること。
- ・利用者の利便性を考慮した園路を配置すること。

(5) 駐車場

- ・管理棟の従業員用を含めて、必要と想定される台数分の駐車場（常設）を確保すること。
- ・車いす利用者用駐車スペースを設けることとする。区画の表示等については、国や埼玉県が示す例に基づくこと。
- ・原則、駐車マスは、2.5m×5mを標準とし、車いす利用者の駐車マスは、3.5m×5.0m以上とする。
- ・多客時の運用方法等を想定し、利用者の利便性、安全性に配慮した案内誘導等を設置すること。
- ・道路を含め来園者の車の動線を想定し、多客時でもスムーズに入退園ができるような出入口（ゲートの設置も含む）とすること。

(6) トイレ・管理棟

- ・管理棟には、公園利用者に対し、公園の総合案内等に行う窓口機能を設けること。事務室は管理業務等を行うことに配慮した整備を行うこと。
- ・施設内等に、従業員及び施設利用者が利用できるトイレ及び授乳室を整備すること。
- ・バリアフリートイレを整備すること。

(7) 駐輪場

- ・必要と想定される台数分の自転車駐輪場（常設）を確保すること。

(8) シェルター・パーゴラ（東屋）

- ・公園の休憩スペース及び雨風や日差しを防ぐためのシェルターやパーゴラ等を、利用者の利便性を考慮した場所に、適切な数設置すること。
- ・シェルターやパーゴラ内はなるべく多くの利用者が同時に利用できるような作りとする。

(9) その他

- ・遊具等の配置をする場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」、「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2014」等に基づき、安全確保の観点から周辺の土地利用などに応じた安全な経路や見通しなどを考慮した利用動線を確保すること。

- ・公園入口付近等に、キッチンカーやイベント用車両等が乗り入れができるスペースを設けること。
- ・机や椅子、棚等設備を運営する上で必要な備品を配置すること。

4. 施工条件

(1) 施工時間帯

原則として、午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く。）
ただし、公園管理者が認める場合は、この限りではない。

(2) 共通仕様

国土交通省公園緑地工事共通仕様書（最新版）、国土交通省公共建築工事標準仕様書（最新版）等に準じて施工すること。

(3) 建築副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）等に遵守し、適正に処分すること。

(4) 安全管理

施工場所への搬出入時等、通行者の安全を第一とすること。

(5) 想定スケジュール

水遊び大型遊具エリアは令和6年の夏までにプレオープンさせること。そのほかは原則、令和6年度中に工事を完了させることとするが、スケジュールを変更する場合は、発注者と隨時協議を行い決定することとする。

5. 市の責務

発注者は、受注者が業務を遂行するに当たり必要な情報収集・資料提供等の協力をを行う。

6. 著作権等

本業務委託により得られた成果物等の著作権〔著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。〕その他の権利は、発注者に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権を行使又は主張しないものとする。

7. 疑義

本要求水準書に記載されていない事項について、疑義等が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、指示、承認を受けるものとする。